

# 付録Ⅱ 産業財産権関係料金

(特許庁への手続に必要な料金)

(詳細：特許庁HP>制度・手続>手続一般  
>手数料に関する情報)

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>

(令和4年4月1日以降の出願に適用される料金)

## 概略表

### 1. 出願料

	料 金
特 許	14,000
実用新案	14,000 + (第1年分～第3年分実用新案登録料)
意 匠	16,000
商 標	3,400 + (区分数×8,600)

### 2. 特許料・登録料

#### (1) 特許料

料 金	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	4,300	300
第4年から第6年まで毎年	10,300	800
第7年から第9年まで毎年	24,800	1,900
第10年から第25年まで毎年	59,400	4,600

※第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ

#### (2) 実用新案登録料

料 金	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	2,100	100
第4年から第6年まで毎年	6,100	300
第7年から第10年まで毎年	18,100	900

#### (3) 意匠登録料

料 金	
第1年から第3年まで毎年	8,500
第4年から第25年まで毎年	16,900

※第16年から第20年については、平成19年(2007年)4月1日以降の出願のみ

※第21年から第25年については、令和2年(2020年)4月1日以降の出願のみ

#### (4) 商標登録料

料 金	
商標登録料	32,900×区分数
分納額(前期・後期支払)	17,200×区分数
更新登録申請	43,600×区分数
分納額(前期・後期支払)	22,800×区分数

### 3. 出願審査請求料等

#### (1) 特許

料 金	基本料	請求項毎
出願審査請求	138,000	4,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000	2,400
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000	3,600

#### (2) 実用新案(技術評価請求)

	基本料	請求項毎
技術評価書の請求	42,000	1,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	8,400	200
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	33,600	800